

肥料取締法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

法律の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律」とすること。

第二 肥料の原料管理制度の導入

一 農林水産大臣は、肥料に使用される原料についての規格を定めること。 (第三条第一項関係)

二 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が、肥料の原料又は生産の方法に関して、虚偽の宣伝をし、又は誤解を生ずるおそれのある名称を用いることを禁止すること。 (第二十六条関係)

三 肥料の生産業者又は輸入業者は、その生産又は輸入した肥料の原料その他の農林水産省令で定める事項を記載した帳簿を備えなければならないものとする。 (第二十七条関係)

第三 肥料の配合に関する規制の見直し

次に掲げる肥料（第五の一において「指定混合肥料」という。）について、届出により生産又は輸入することができるものとする。

(一) 専ら登録を受けた普通肥料が配合される普通肥料

- (二) 登録を受けた普通肥料及び届出がされた特殊肥料が配合される普通肥料
- (三) 登録を受けた普通肥料又は届出がされた特殊肥料に、農林水産省令で定める土壤改良資材が混入される普通肥料

- (四) 農林水産大臣が定める方法により、(一)から(三)までの肥料を加工する普通肥料

(第四条及び第十六条の二関係)

第四 肥料の表示基準の整備

- 一 農林水産大臣は、普通肥料の表示基準を定めることができるものとする。 (第二十一条関係)
- 二 農林水産大臣は、普通肥料及び特殊肥料の表示基準に従わない者に対し、指示を行うことができるものとし、当該指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができるとともに、当該指示に係る表示基準が、消費者の利益に資するため特に必要なものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、当該指示に従わない者に対し、命令を行うことができるものとする。

(第二十二條の三關係)

第五 その他

一 届出期日の変更

指定混合肥料又は特殊肥料の生産又は輸入に係る届出の期日を、その事業を開始する二週間前までから、その事業を開始する一週間前までに改めること。

(第十六条の二第一項及び第二十二条第一項関係)

二 特殊肥料の届出事項の追加

特殊肥料の届出事項として、肥料の種類を追加すること。

(第二十二条第一項関係)

三 行政処分等

登録又は仮登録を取り消された肥料の生産業者又は輸入業者は、当該肥料と同一の肥料について、その名称が異なる場合であっても、取消の日から一年間は、登録又は仮登録を受けることができないものとする。

(第八条及び第三十二条関係)

四 その他

罰則規定その他の規定について所要の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五の三については、公布の日、第二及び第四については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第二条から第十四条まで関係）